

島根県建築基準法取扱

4 農業用ビニールハウスの取扱いについて

建第 1897 号
平成22年2月10日
建第 1434 号
令和2年11月16日

下記のいずれにも該当するビニールハウスは、建築基準法第2条第一号に規定する建築物として取り扱わないこととする。

- ① 次のいずれかの用途に供するもの
 - 野菜、花及び果樹等の育成・栽培のために設置される施設
 - 一時的に使用する堆肥舎、飼料庫及び肥育のための牛舎等、水産物の増殖場、養殖場等で、内部での作業が極めて限定され、かつ、作業のために継続的に使用しない施設
- ② 原則、作業従事者以外の者が利用しない施設であること。
(鑑賞用又は生産物販売用として不特定多数の者が利用する施設は除く。)
- ③ 屋根が容易に取り外しができるビニルシート等の薄い材料で覆われていること。

【解説】

- 建築物として取り扱わないビニールハウスの使用目的及び利用者を限定した。
- なお、教育機関（大学、高等学校、農業大学校等）及び研究機関（国、県等）におけるビニールハウスについても同様に取り扱うことができる。
- 屋根を覆うビニルシート等は、農業用ポリ塩化ビニルフィルム（農ビ）、農業用ポリエチレンフィルム（農ポリ）、農業用ポリオレフィンフィルム（POフィルム）及び農業用エチレン・酢酸ビニル樹脂フィルム（農サクビ）のフィルム状のシートとし、これらの材料は数年毎に張り替える必要があることから容易に取り外しができるものとみなす。

ただし、パイプハウスの被覆材の耐用年数が概ね5年程度であることを踏まえ、被覆材が10年程度使用できるものは、対象外とする。

[留意事項]

建築物として扱わないビニールハウスについても構造上の安全性が確保される必要があることから、建築物としての取扱いについて相談等があった場合には、一般社団法人日本施設園芸協会策定の以下の基準又は指針に基づき、安全性が確認されたものであること。

- 園芸用施設設計施工標準仕様書（令和元年5月改訂）
- 地中押し込み式パイプハウス安全構造指針（平成2年9月策定）
- 園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針（昭和63年1月策定）

関連法令 建築基準法第2条第一号

参 考

「屋根を天幕、ビニル等でふいた建築物」 S37年9月25日住指発第86号
「(仮称) 総則・集団規定運用指針集」 海水浴場の休憩所等